

「しまねの木」建築利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）が実施する「しまねの木」建築利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。以下「規則」という。）、県産木材住宅利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号）、県産木材住宅利用促進事業実施要領（令和2年3月25日付け林1182第）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助金交付の目的等)

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において、木材協会が設置する審査会で採択された者に補助金を交付するものとする。

1 補助金交付の目的

住宅以外の民間建築物（以下、「民間建築物」という。）の設計・監理において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

2 補助金交付の対象者と補助条件

(1) 補助金交付の対象者

補助対象建築物を設計・監理する「しまねの木」活用建築士（以下、「認定建築士」という。）もしくは、当該認定建築士が所属する事業所とする。

(2) 補助条件

① 年度末までに完了するもの（補助金申請後、検査完了まで）

ただし、事前に第5に定める繰越承認申請書（様式5）を提出した者についてはこの限りではない。

② 主に居住以外の用途に供せられる民間建築物うち、モデル的な整備事例となるもので、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律 第36号）第2条で規定する公共建築物は除くもの。

3 補助対象経費及び補助率

別表のとおり。

(補助金の申込み)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申込者」という。）は、着工日前までに「しまねの木」建築利用促進事業申込書（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を添えて木材協会に申し込むものとする。

関係書類	申込みの期日
(1) 位置図、仕上概要表、平面図、立体図 (2) 工事費内訳概算書等事業費が確認できるもの（A4 1枚程度） (3) 木材利用に関する特記事項（様式適宜） ①応募建築物の設計の考え方と木材利用に関する設計上の工夫・技術的事項 ②応募される事業所の木材利用に関する取り組み方針 ③使用する県産木材の調達計画 ④応募建築物の利用形態及び利用者数 (4) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの	着工前までとする。

2 木材協会は、前項の申込書を受理したときは、木材協会は審査会により採択の可否を決定し、その結果を申込者に通知（様式2、3）するものとする。

(補助金の変更申込み)

第4 申込者が補助金申込書の内容を変更申請する場合は、変更申込書(様式4)により、速やかに木材協会に届け出るものとする。ただし、増額変更については、予算の範囲内で認めるものとする。

(補助金の繰越申請)

第5 申込者が補助金の繰越を申請する場合は、繰越承認申請書(様式5)により、1月15日までに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の利用辞退)

第6 申込者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届(様式6)により、速やかに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第7 第3の2項により採択の審査結果通知書(様式2)を受理した申込者は、木工事完了後速やかに補助金交付申請書(以下、申請書という。様式7)に関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。申請書の受付期限は別に定める日とする。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 位置図

(2) 最終の設計図(平面図)の写し

(3) 最終事業費(木工事費)が確認できる工事契約書又は見積書の写し

(4) 県産木材使用証明書(様式8)

(5) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し

(6) 着工前の全景写真、木工事施工中写真(上棟時含む)、木工事完了後の全景・内部写真

(補助金の支払い)

第8 木材協会は、申請書を受理したときは申請内容を審査するとともに、検査員を指名して検査を行わせるものとする。

2 検査員は現地等において申請内容等を確認し、木材協会にその状況を報告(様式10)するものとする。

3 木材協会は、現地確認報告書等に基づき適正と認めるときは、申請者へ交付決定を通知(様式11)するとともに、指定する口座に補助金を振り込むものとする。適正と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知(様式12)するものとする。

(県産木材使用証明書)

第9 木材協会会員は、申請者から当該住宅の建築等に製材・納材した県産木材について証明の依頼があったときは、県産木材使用証明書(様式9)により行うものとする。

(関係者との協力・連携)

第10 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者(工務店等)と協力・連携を図るものとする。

(交付決定の取り直し)

第11 木材協会は、竣工した建物に使用した木材の県産木材使用割合が60%を下回る場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

(その他)

第12 補助事業の実施に当たっては、申請者又は施工業者あるいは納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

第13 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。